

担当	滋賀労働局労働基準部 監督課長 宮木 義博 地方労働基準監察監督官 倉橋 隆成 (電話) 077-522-6649
----	--

外国人技能実習生の実習実施者に対する 平成31年・令和元年の監督指導の状況を公表します

～ 75.2%の事業場で、労働基準関係法令違反～

滋賀労働局（局長 待鳥 浩二）では、このたび、管内の労働基準監督署が、平成31年・令和元年に外国人技能実習生（以下「技能実習生」という）の実習実施者（技能実習生が在籍している事業場。以下同じ。）に対して行った監督指導の状況について取りまとめましたので、公表します（別紙参照）。

平成31年・令和元年の監督指導の概要

- 労働基準関係法令違反が認められた実習実施者は、監督指導を実施した 117 事業場（実習実施者）のうち 88 事業場（75.2%）。
- 主な違反事項は、①労働時間（24.8%）、①使用する機械に対して講ずべき措置などの安全基準（24.8%）、③健康診断の結果についての医師等からの意見聴取（22.2%）の順に多かった。

滋賀労働局では、監理団体および実習実施者に対し、労働基準関係法令などの周知・啓発に努めるとともに、労働基準関係法令違反の疑いがある実習実施者に対しては監督指導を実施し、引き続き、技能実習生の適正な労働条件と安全衛生の確保に重点的に取り組めます。

なお、度重なる指導にもかかわらず法令違反を是正しないなど重大・悪質な事案に対しては、送検を行い厳正に対応していきます。

外国人技能実習制度は、外国人が企業などでの実習を通して技術を習得し、母国の経済発展を担う人材となるよう育成することを目的としています。しかし、実習実施者においては、労使協定を超えた残業、割増賃金の不払い、危険や健康障害を防止する措置の未実施などの労働基準関係法令に違反する事例が依然として存在しています。

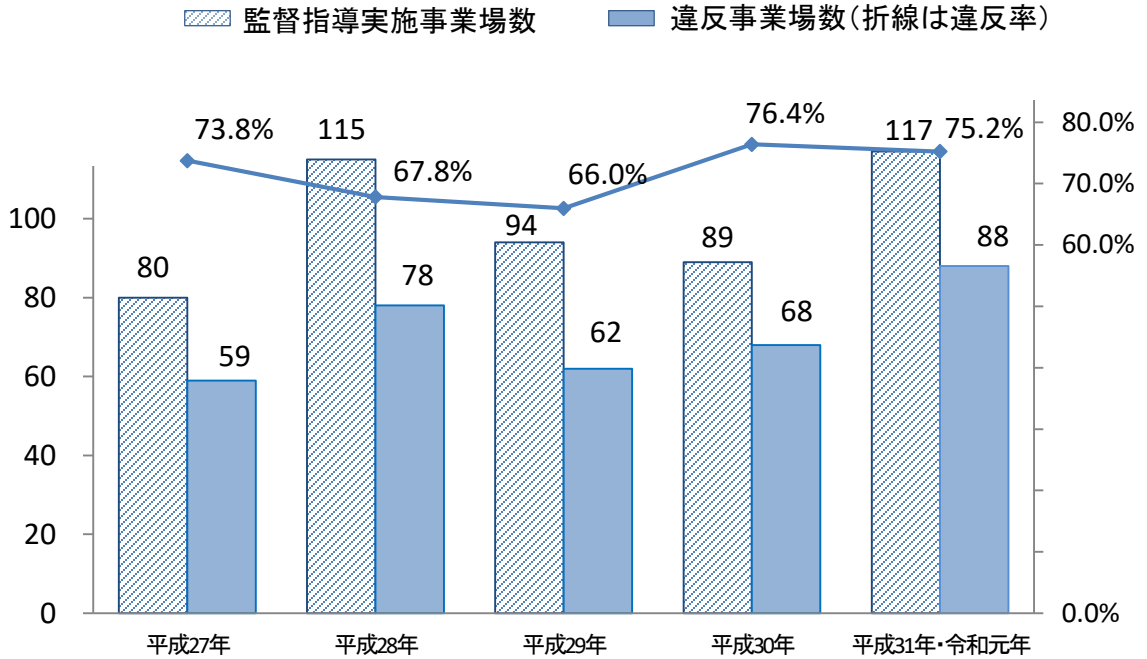
こうした中、労働基準監督署は、実習実施者に対し、監督指導を実施することで、技能実習生の適正な労働条件と安全衛生の確保に取り組んでいます。

技能実習生の実習実施者に対する監督指導の状況（平成31年・令和元年）

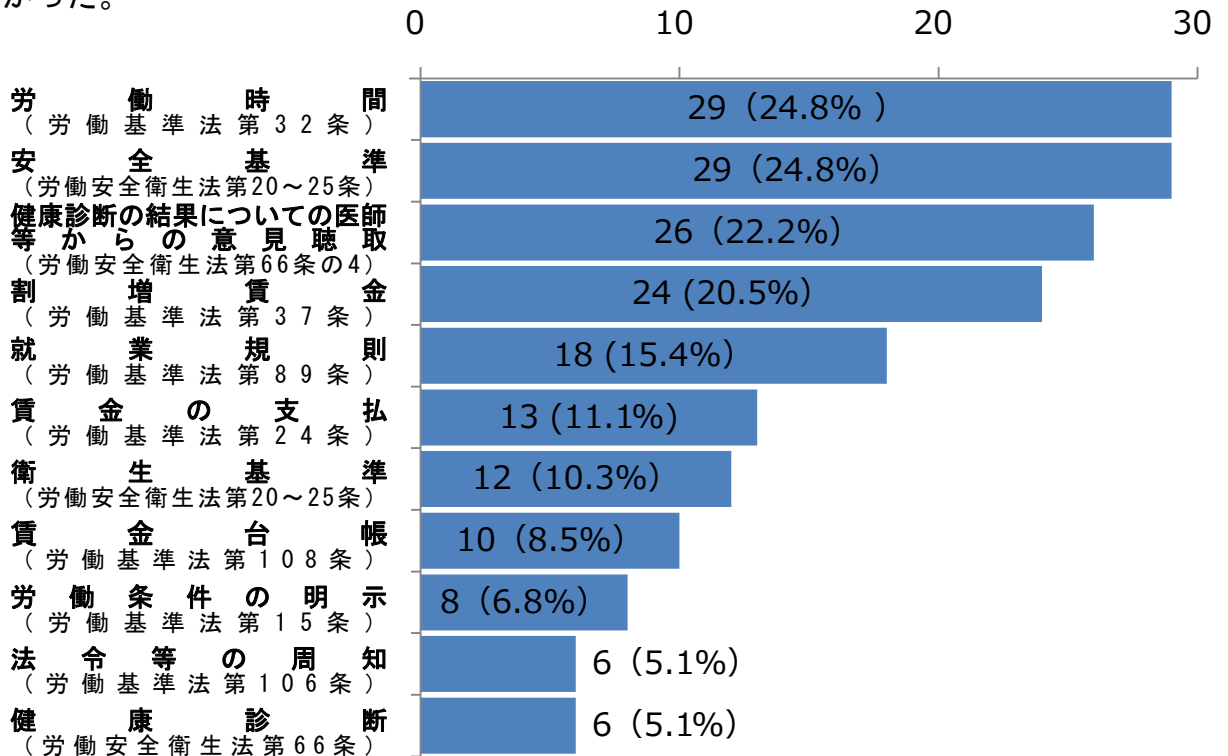
1 監督指導状況

- (1) 滋賀労働局において、実習実施者に対して117件の監督指導を実施し、その75.2%に当たる88件で労働基準関係法令違反が認められた。

<注>違反は実習実施者に認められたものであり、日本人労働者に関する違反も含まれる。



- (2) 主な違反事項は、①労働時間（24.8%）、①使用する機械に対して講ずべき措置などの安全基準（24.8%）、③健康診断の結果についての医師等からの意見聴取（22.2%）の順に多かった。



<注> 違反事項が2つ以上ある場合は、各々に計上しているため、各違反事項の件数の合計と違反事業場数とは一致しない。

(3) 主な業種に対する監督指導の状況は、以下のとおりであった。

主な業種	監督指導 実施事業場数	違反事業場数 (違反率)	主な違反事項		
機械・金属	53	39 (73.6%)	安全基準 17(32.1%)	労働時間 16(30.2%)	健康診断の結果についての 医師等からの 意見聴取 10(18.9%)
食料品製造	12	6 (50.0%)	安全基準 3(25.0%)	労働時間 1(8.3%)	割増賃金の 支払 1(8.3%)
建設	5	2 (40.0%)	健康診断の結果についての 医師等からの 意見聴取 2(40.0%)	割増賃金の 支払 2(40.0%)	労働条件の 明示 1(20.0%)
繊維・衣服	4	3 (75.0%)	健康診断の結果についての 医師等からの 意見聴取 2(50.0%)	健康診断 1(25.0%)	割増賃金の 支払 1(25.0%)
<参考> 全業種	117	88 (75.2%)	労働時間 29(24.8%)	安全基準 29(24.8%)	健康診断の結果についての 医師等からの 意見聴取 26(22.2%)

<注1> 「主な業種」は、技能実習生の受入人数が多い4職種（機械・金属関係職種、食料品製造関係職種、建設関係職種、繊維・衣服関係職種）に関連する業種について取りまとめたものである。

<注2> 業種ごとの内訳は以下のとおり。

機械・金属・・・鉄鋼業、非鉄金属製造業、金属製品製造業、一般機械器具製造業、
電気機械器具製造業、輸送用機械等製造業
食料品製造・・・食料品製造業
建設・・・土木工事業、建築工事業、その他の建設業
繊維・衣服・・・繊維工業、衣服その他の繊維製品製造業

(4) 監督指導の事例には、以下のようなものがあった。

事例 1

月100時間を超える時間外・休日労働の解消を指導

概要

- ゴム製品製造業を営む事業場において、製造に従事する技能実習生を含めた8名の労働者に対し、36協定※で定めた特別条項の運用手続きを経ずに、月100時間を超える時間外・休日労働を行わせていた。（※時間外・休日労働に関する協定のこと。以下同じ。）

指導内容

- 1 36協定で定めた特別条項の運用手続きを経ずに上限時間を超える時間外労働を行わせていたため、是正勧告した。また、併せて特別条項付き36協定の適正運用及び過重労働による健康障害防止対策として時間外・休日労働の削減について指導した。

指導事項

労働基準法第32条違反（労働時間）、時間外・休日労働の削減

指導の結果

- 違法な時間外・休日労働を解消するとともに、①製造ラインの変更及び見直しを行い効率化を図る、②人員増員や外部委託等を検討する等の対策により、長時間労働を削減した。

事例 2

36協定の上限を超えた時間外労働の解消や安全衛生上の措置について指導

概要

- 産業廃棄物処理業を営む事業場において、技能実習生に対して36協定で定めた上限時間（月80時間）を超える違法な時間外労働を行わせていた。
- 技能実習生に無資格でフォークリフトの運転をさせていたほか、フォークリフトの昇降部分に搭乗させて作業を行わせていた。
- 技能実習生に金属のアーク溶接等の粉じん作業を行わせていたが、①防じんマスクを着用させていなかった、②じん肺健康診断を実施していなかった。

指導内容

- 1 36協定の上限時間を超えた違法な時間外労働を行わせていたため是正勧告したほか、過重労働による健康障害防止対策として時間外労働時間の削減について指導した。

指導事項

労働基準法第32条違反（労働時間）、時間外・休日労働の削減

- 2 フォークリフトの無資格運転及び搭乗制限等については是正勧告した。

指導事項

労働安全衛生法第61条第1号・労働安全衛生規則第41条違反（就業制限の資格）労働時間）、同規則第151条の13違反（搭乗の制限）

- 3 粉じん作業に関して、①作業時には防じんマスクを使用させること及び②じん肺健康診断を実施することについては是正勧告した。

指導事項

労働安全衛生法第22条第1号・粉じん障害防止規則第27条第1項違反（呼吸用保護具の使用）、じん肺法第8条第1項第1号違反（じん肺健康診断）

指導の結果

- 長時間労働の発生原因を特定・分析し、人員増強の検討やシフト管理の徹底、上司から声掛け等の対策を行うことにより時間外労働の削減を図った。
- フォークリフトの無資格運転を防止するため鍵付きのキーボックスを設置したほか、運転席以外への搭乗制限を周知徹底した。また、粉じん作業については、①防じんマスクの追加購入及び着用徹底を指導したほか、②従事者についてじん肺健康診断を実施した。

2 労働基準監督機関と出入国管理機関等との相互通報状況

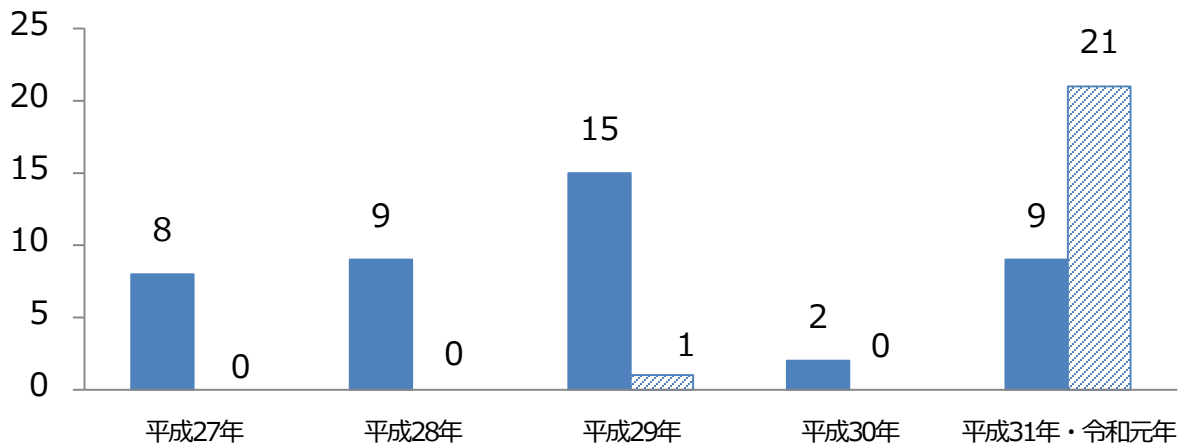
- (1) 技能実習生の労働条件の確保を図るため、労働基準監督機関では、出入国管理機関・外国人技能実習機構との間で、その監督等の結果を相互に通報している。
- (2) 労働基準監督機関から出入国管理機関・外国人技能実習機構へ通報（※1）した件数は9件、出入国管理機関・外国人技能実習機構から労働基準監督機関へ通報（※2）された件数は21件である。

※1 労働基準監督機関から出入国管理機関・外国人技能実習機構へ通報する事案
労働基準監督機関において実習実施者に対して監督指導等を実施した結果、技能実習生に係る労働基準関係法令違反が認められた事案

※2 出入国管理機関・外国人技能実習機構から労働基準監督機関へ通報する事案
出入国管理機関・外国人技能実習機構において実習実施者を調査した結果、技能実習生に係る労働基準関係法令違反の疑いがあると認められた事案

※3 平成31年・令和元年については、法務省「技能実習制度の運用に関するプロジェクトチーム」における技能実習生の失踪事案に関する実態調査に基づき通報された事案10件を含む。

通報件数



- 労働基準監督機関から出入国管理機関・外国人技能実習機構へ
- ▨ 出入国管理機関・外国人技能実習機構から労働基準監督機関へ

(3) 労働基準監督機関が、出入国管理機関・外国人技能実習機構から通報を受けた実習実施者については、監督指導等を実施している。

(4) なお、監督等の結果を相互に通報する以外にも、強制労働等技能実習生の人権侵害が疑われる事案については、出入国管理機関・外国人技能実習機構との合同監督・調査を行うこととしている。